

# 介護保険 福祉用具の利用について

対馬市役所 福祉保険部 保険課  
2018年4月1日

## 目次

1. 福祉用具の利用について-----	p.2
2. 福祉用具貸与について -----	p.2
3. 例外給付について -----	p.4
4. 福祉用具購入について -----	p.6

## 1. 福祉用具の利用について

福祉用具には、貸与（レンタル）と購入の2種類があります。

福祉用具の使用は貸与にて利用することが基本となりますが、衛生面等に配慮し、排泄及び入浴等に関する種目については、購入に対する給付が認められています。

なお、貸与及び購入それぞれについて都道府県の指定を受けた“指定事業所”において、サービスを利用した場合に給付を受けることができます。

## 2. 福祉用具貸与について

貸与を受けるためには、ケアプランへの位置づけが必要になりますので、担当のケアマネジャーへご相談ください。

### 【対象者】

要支援1以上の認定を受けた方

### 【対象種目】

#### (1) 車いす

- ・自走用標準型車いす
- ・普通型電動車いす
- ・介護用標準車いす

#### (2) 車いす付属品

- ・クッションまたはパッド
- ・電動補助用品（車いすに装着することで動力の一部または全部を補助するもの）
- ・車いす用テーブル
- ・車いす用ブレーキ

#### (3) 特殊寝台（電動ベット）

- ・サイドレールが取り付けられているもの又は取り付け可能なものであって、次に掲げる機能のいずれかを有するもの
- ・背部又は脚部の傾斜角度が調整できる機能
- ・床板の高さが無段階に調整できる機能

#### (4) 特殊寝台付属品

- ・サイドレール（電動ベットの側面に取り付けることにより、利用者の落下防止を図るもの）
- ・マットレス
- ・ベッド用手すり（電動ベットの側面に取り付けることにより、起き上がり、立ち上がり、移乗等を補助するもの）

- ・電動ベッド用テーブル
  - ・スライディングボード・スライディングマット
  - ・介助用ベルト
- (5) 床ずれ防止用具
- ・送風装置又は空気マット等（部分的な圧力を解消できるもの）
  - ・水、エア、ゲル、シリコン、ウレタン等からなる全身用マット
- (6) 体位変換器
- （空気パッド等を使って、仰向けからうつ伏せへの体位の変換を容易にするもの）
- (7) 手すり
- ・取り付け工事を伴わないもの
  - ・便器又はポータブルトイレを囲んで据え置くタイプのもの
- (8) スロープ
- （個別利用者のために改造したもの、簡単に持ち運びができないもの、工事をしなければつけれないものを除く）
- (9) 歩行器
- ・歩行が困難な者の歩行機能を補う機能を有し、移動時に体重を支える構造を有するもので、次のいずれかに該当するものに限る
  - ・車輪を有するものは、体の前及び左右を囲む把手等を有するもの
  - ・四脚を有するものは、上肢で保有して移動させることが可能なもの
- (10) 歩行補助杖
- ・松葉づえ、カナディアン・クラッチ、ロフストランド・クラッチ、プラットホームクラッチ及び多点杖
- (11) 認知症老人徘徊感知機器
- ・認知症老人が屋外に出ようとした時又は屋内のある地点を通過した時に、センサーにより感知し、家族、隣人等へ通報するもの
- (12) 移動用リフト（つり具の部分を除く）
- ・床走行式  
つり具又は椅子等の台座を使用して人を持ちあげ、キャスタで床を移動し、目的の場所に人を移動させるもの
  - ・固定式  
居室、浴室等に固定設置し、つり具又は椅子等の台座を使用して、人を持ち上げ、移動させるもの
  - ・据置式  
床において、つり具又は椅子等お台座を使用して人を持ち上げ、移動させるもの
- (13) 自動排泄処理装置
- ・尿または便が自動的に吸引されるものであり、尿や便の経路となる部分を分割すること

が可能な構造となっているもの

※（１）～（６）、（１１）、（１２）は一定の例外となる場合を除き、要介護１以下の方は利用できません。

※（１３）は一定の例外となる場合を除き、貸与の対象は要介護４、５の方に限ります。

### 3. 例外給付について

軽度の要介護認定者（要支援１～要介護１の方）であっても、次に示す事項を満たす場合には、例外的に給付を受けることができます。

#### 【対象者】

要支援１及び要支援２、並びに要介護１の認定を受けた方

※自動排泄処理装置については、要介護２及び要介護３の認定を受けた方も対象となります。

#### 【対象種目】

- （１）車いす及び車いす付属品
- （２）特殊寝台及び特殊寝台付属品
- （３）床ずれ防止用具及び体位変換器
- （４）認知症老人徘徊感知機器
- （５）移動用リフト（つり具の部分を除く）
- （６）自動排泄処理装置

#### 【例外給付要件１】状態像の確認

認定調査の結果から次の状態像に該当する場合には、ケアプランへ位置づけることで利用に対する給付が可能です。

対象外種目	状態像	認定調査の結果
（１）車いす及び車いす付属品	次のいずれかに該当する者 ① 日常的に歩行が困難な者	基本調査１－７ 「３. できない」
	② 日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者	（注）
（２）特殊寝台及び特殊寝台付属品	次のいずれかに該当する者 ① 日常的に起き上がりが困難な者	基本調査１－４ 「３. できない」
	② 日常的に寝返りが困難な者	基本調査１－３ 「３. できない」

(3) 床ずれ防止用具及び体位変換器	日常的に寝返りが困難な者	基本調査 1-3 「3. できない」
(4) 認知症老人徘徊感知機器	次のいずれにも該当する者 ① 意思の伝達、介護者への反応、記憶・理解のいずれかに支障がある者	基本調査 3-1 「1. 調査対象者が意見を他者に伝達できる」以外 又は 基本調査 3-2～3-7のいずれか 「2. できない」 又は基本調査 3-8～4-15のいずれか 「1. ない」以外 その他、主治医意見書において、認知症の症状がある旨が記載されている場合も含む。
	② 移動において全介助を必要としないもの	基本調査 2-2 「4. 全介助」以外
(5) 移動用リフト（つり具の部分を除く）	次のいずれかに該当する者 ① 日常的に立ち上がりが困難な者	基本調査 1-8 「3. できない」
	② 以上が一部介助を必要とする者	基本調査 2-1 「3. 一部介助」又は「4. 全介助」
	③ 生活環境において段差の解消が必要と認められる者	(注)
(6) 自動排泄処理装置	次のいずれにも該当する者 ① 排便が全介助を必要とする者	基本調査 2-6 「4. 全介助」
	② 移乗が全介助を必要とする者	基本調査 2-1 「4. 全介助」

(注) について

1の②および5の③については、該当する認定調査項目がないため、主治医から得た情報及び福祉用具専門員などが参加するサービス担当者会議などを通じた適切なケアマネジメントにより、ケアマネジャー（または、地域包括支援センター担当職員）が判断します。

※市への確認依頼は不要です。ただし、サービス担当者会議の内容を記録し、残しておく必要があります。

#### 【例外給付要件2】市の確認を受ける

上記に示す【例外給付要件1】の状態像には該当しないが、福祉用具貸与の必要性がある方については、厚生労働省が示す基準に基づき、市の確認を受けた場合に、例外的に給付を受けることができます。

市へ確認を依頼する方法については、別途示しております。「対馬市介護保険軽度者福祉用具貸与例外給付事務取扱要綱」にてご確認ください。

※市の確認を受けずに貸与を利用した場合は、給付ができませんのでご注意ください。

#### 4. 福祉用具購入について

都道府県の指定事業所において福祉用具を購入した場合に、市へ支給申請を行うことで給付を受けることができます。

##### 【対象者】

要支援1以上の認定を受けた方

##### 【対象種目】

###### (1) 腰掛便座

- ・和式便器の上に置いて腰掛式に変換するもの
- ・洋式便座の上に置いて高さを補うもの
- ・電動式またはスプリング式で便座から立ち上がる際に補助できる機能を有しているもの
- ・便座・バケツ等からなり、移動可能である便座（居室で利用可能なものに限る）

###### (2) 自動排泄処理装置の交換可能部品

- ・レシーバ、チューブ、タンク等のうち尿や便の経路となるもの

###### (3) 入浴補助用具

- ・入浴用いす
- ・浴槽用手すり
- ・浴槽内いす
- ・入浴台（浴槽の縁にかけて利用する台で、浴槽への出入りのためのもの）
- ・浴室内すのこ
- ・浴槽内すのこ
- ・入浴用介助ベルト

###### (4) 簡易浴槽

- ・空気式または折りたたみ式等で容易に移動できるものであって、取水または排水のために工事を伴わないもの

###### (5) 移動用リフトのつり具の部分

- ・身体に適合するものであって、移動用リフトに連結可能なもの